

2020

総務常任委員会記録

議会 閉会中

令和2年6月5日（金曜日） 開議
令和2年6月5日（金曜日） 散会

西いぶり広域連合議会

総務常任委員会審査事項

令和 2 年 6 月 5 日 (金)
 室 蘭 市 議 会 第 1 会 議 室
 開 議 午 後 2 時 0 0 分
 散 会 午 後 3 時 4 3 分

日 程	番 号	件 名	結 果
1	報 告 事 項	広域連合の運営に関する事項 1 新中間処理施設建設に向けた現施設検証委員会報告書について 2 新中間処理施設整備・運営事業に係る事業者選定の進捗状況について 3 粗大鉄ヤード内の火災について 4 洞爺湖町との共同電算事務参加に向けた協議について 5 共同電算システム用機器の更新について	

○出席委員 (1 4 名)

委員長 我 妻 静 夫
 副委員長 森 太 郎
 委 員 板 垣 正 人 五十嵐 篤 雄 真 鍋 盛 男
 山 田 秀 人 大 高 一 敏 砂 田 尚 子
 羽 立 秀 光 杉 尾 直 樹 小 栗 義 朗
 阿 戸 孝 之 阿 部 正 明 小 久 保 重 孝

○出席理事者

<西いぶり広域連合事務局>

佐藤	事務局長
田所	総務課長
稲場	総務課主幹
藤谷	総務課主幹
佐久間	共同電算室主幹

総 務 常 任 委 員 会 記 録

令和2年6月5日（金曜日）

午後 2時00分 開議

○我妻委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

審査に入ります前に、去る4月1日付の人事異動に伴い、議会事務局職員の異動がありましたので、自己紹介をさせます。

○鈴木書記 4月1日付で配属となりました鈴木 百々と申します。よろしく願いいたします。

○我妻委員長 それでは、所管事項の審査を行います。

広域連合の運営に関する事項について理事者の報告を一括して求めます。

○佐藤事務局長 何かとお忙しいところ総務常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、広域連合の運営に関する事項5件につきまして御説明を申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

1の新中間処理施設建設に向けた現施設検証委員会報告書については検証委員会の活動や新施設への対応状況などについて、2の新中間処理施設整備・運営事業に係る事業者選定の進捗状況については、本年2月に入札公告以降事業者選定の作業を進めておりますが、進捗状況につきまして、3の粗大鉄ヤード内の火災については5月20日に発生した火災について、4の洞爺湖町との共同電算事務参加に向けた協議については、洞爺湖町より共同電算事務への参加に向けた協議の申入れを受けたことから、今後の予定などについて、5の共同電算システム用機器の更新については令和3年度に予定しておりますシステム用機器更新の概要や今後の予定について御報告申し上げます。詳細説明につきましては、1の新中間処理施設建設に向けた現施設検証委員会報告書については田所総務課長から、2の新中間処理施設整備・運営事業に係る事業者選定の進捗状況については稲場総務課主幹から、3の粗大鉄ヤード内の火災については藤谷総務課主幹から、4の洞爺湖町との共同電算事務参加に向けた協議についてはと5の共同電算システム用機器の更新については佐久間共同電算室主幹から御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○田所総務課長 それでは、1番目の新中間処理施設建設に向けた現施設検証委員会報告書についてを御説明させていただきたいと思っております。

説明に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと思っております。資料につきまして今回郵送させていただきましたもののダブルクリップで留まっているほうをまず御覧いただきたいと思っておりますけれども、資料1の1、資料1の2、それから資料1の3、これが概要版になっていまして、その後ろに資料2の1、資料2の2、資料2の3、資料2の4、そしてその後ろに資料3として1枚物、そしてその後ろ、資料4として同じく1枚物、その後ろ

に資料5として1枚物と、こちらのほうがダブルクリップで留まってございます。それと、紙ファイルのほうにとじてありますほうですが、資料1の4、こちらが報告書の本編になってございます。その後ろに資料1の5としまして資料編が同じくとじてあるという状態になってございます。全体の資料として不足はないでしょうか。

それでは、1番目の報告書について御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、こちらの検証委員会の報告書につきましては、資料の1で始まるもの、資料1の1、1の2、1の3、1の4、1の5と、この5つの資料になってございまして、資料1の1が経緯など、そして資料1の2が報告書の骨子になってございます。そして、資料1の3が報告書の概要版になってございます。そして、先ほど申し上げましたけれども、紙ファイルのほうの資料1の4が本編です。そして、その後ろの資料1の5が資料編となっております。説明の途中で資料編1の5の中のものも使います。資料1の5の中に別紙4というA3のこのような形になっているものがございまして、こちらのほうをめぐっていただいて、別紙4です。4番目に添付がされてございます。

（何事か言う者あり）

申し訳ありません。別紙の4と、あと後ろから2番目に別紙の23という縦長のカラーA3の1枚物が添付されております。こういったものになります。こちらのほうも後ほど御説明で使わせていただきたいと思いますので、御確認をいただきたいと思います。

それでは、内容につきまして御説明に入らせていただきたいと思いますけれども、初めに資料1の1のほうを御覧いただきたいと思います。資料1の1につきましては報告書の経緯など記してございまして、まず1番目の作成の経緯となっておりますが、昨年9月の第2回定例会の中で検証委員会の設置について御提案がございまして、それによりまして広域連合内で検討した結果、設置をして検証してまいったというところでございます。今年2月の議会の中で報告書の公開についてなど御提案がございまして、それによりましてこのたび報告書が完成いたしましたということで御報告をさせていただくものでございます。

次に、2番目、検証委員会の活動の概要でございまして、昨年10月末に検証委員会を設置いたしまして、1回目が11月11日、2回目が12月20日、3回目が1月22日でございます。検証の時間が賞味2か月少々と短期間であったということもございまして、委員会の前には各委員から個別にヒアリングを行うなど、委員会前にできるだけ資料の整理をいたしまして、効率的な審議となるよう努めたところでございます。

次に、裏の2ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらは報告書の考え方のアウトラインとなっておりますけれども、まず今回の訴訟で認められなかった事項というものがございまして、それにつきましてメルトタワー整備のときの検討がどうであったのかということにつきまして事実経過を確認いたしてございます。次に、事実経過を踏まえましてメルトタワーの課題を設定し、課題が生じた原因について抽出をしてございます。そして、原因への対応の考え方を検討いたしまして、考え方につきまして具体的な要求水準書

ですとか契約書案に記載するための文案として作成をしたというところがございます。

次に、報告書の内容につきまして資料1の2、その次についております骨子というA3のもので御説明をしたいと思っております。こちらはA3の裏表になってございますけれども、初めに1の1の検証の概要でございますけれども、趣旨につきましてはメルタワーの概要と訴訟の経緯、検証委員会設置の理由などを記載しているというものでございます。

次に、1の2の検証体制でございますけれども、委員会につきましては西いぶり広域連合の事務管理者、弁護士、全国都市清掃会議の技術部課長、室蘭工業大学の准教授、この4名の方に委員を委嘱いたしまして、委員長につきましては事務管理者に務めていただいたところがございます。

次に、1の3の検証方法などというところがございますけれども、検証の目的につきましては現施設で訴訟に発展した課題を教訓として新施設の建設及び運営に生かすこととしてございます。時間的な制約がございましたので、原因につきましては主に訴訟遂行時の検討を基に抽出をいたしまして、委員の専門的な知見から意見をいただく中で対応案を取りまとめたというものでございます。

委員会の活動につきましては、先ほども御説明いたしましたけれども、3回開催をいたしまして協議をしたというところがございます。

次に、右側、2の事実経過となつてございますが、メルタワー建設の背景を踏まえまして基本構想、専門委員会、事業研究会での検討内容の確認を行いまして、それらの委員会での検討の成果が事業者の選定や引渡し性能試験でどのように生かされたのかというところの確認をしてございます。

次に、供用開始後の運営会社や建設事業者との連絡につきましても確認をいたしまして、また覚書締結については今回の判決には関わらないところでございまして、検証の対象とはしてございませんけれども、経過から教訓となりそうなことについて取り上げたところがございます。

次に、裏面、2ページ目になりますが、3の不具合等の内容につきましては、これまでも御説明をしましりました現施設の不具合につきまして記載をしているというところがございます。

また、4の訴訟の概要につきましても同様に、これまで御説明をしてきた内容について記載をしたところがございます。

5の判決を踏まえた課題及び原因でございますけれども、課題といたしましてはメルタワーがDBO方式の契約といたしまして債務負担行為の議決に基づいて18年4か月の運転保守管理の長期包括契約としたにもかかわらず追加費用の負担をせざるを得なくなったことと設定をしてございます。課題が生じた原因といたしましては、建設事業者の知見不足、当初見積りと乖離した補修や用役への理解、追加費用の支払いなどの項目として内容を整理いたしまして、6として対応の考え方を記述してございます。

5と6の課題と対応の概要について御説明をしたいと思っておりますが、先ほど申し上げまし

たとおり紙ファイルのほうで、先ほどの資料23という縦長のA3の資料を御覧いただきたいと思っております。一番後ろが24になっていて、その前が23でございます。資料23につきましてはメルトタワーと新施設の性能保証責任と瑕疵担保責任の比較概要という資料になってございますけれども、こちらは検証委員会の中で委員さんへの御説明のために作成した資料となっております。上段がメルトタワーの課題、下段が新施設での改善の考え方となっております。上段につきましては平成13年度の建設から平成33年度——令和3年度の契約終期までの時系列で生じた課題などについて記載をしております。下段では令和5年度の新施設の建設から令和26年度の契約終期までの時系列で対応についての考え方を記載した資料となっております。

上段の課題というところがございますけれども、一番上に建設事業者との協議等という欄がございますけれども、こちらは平成16年度の性能保証期間の契約上の終期においても確認性能試験などが行われていないということですか、また連合と建設事業者の協議におきまして有識者の支援なども受けなかったというところがございます。また、その2行下でございますけれども、施設の精密機能検査におきましても契約上広域連合へ報告するというような内容にはなってございまして、当連合の施設の実態把握が不足していたと考えてございます。その下の表に費用負担という表がございますけれども、費用負担のところの中ほど、運営事業者（SPC）というところがございますけれども、当初からSPCの経営につきましては実質的に赤字となっております。これは補修費用と灯油の使用料で入札の見積りと乖離した運営費用となったことが原因となっておりますけれども、建設当時、次世代方式につきましてはどこのメーカーでも実機での稼働実績はほぼないという状況でございまして、そのため信頼性の観点から、参加資格要件においても実績を求めたというところがございますけれども、結果的には建設事業者の知見不足によりまして費用の乖離が生じたというところがございます。

次に、下段の新施設の改善でございますけれども、建設事業者に負担を求めるために運営の中でSPCを設立しなくてもよいこと、また建設事業者についてはSPCの債務を連帯保証すること、建設事業者のSPC支援に上限を設けないこと、契約解除の場合の後任事業者の推薦を義務づけることなどとしてございます。性能保証責任につきましては、当初契約での金額で運営期間中の基本性能を維持することとしてございまして、性能保証と運営の費用を関連づけることとしてございます。また、引渡し性能試験の後におきましても安定稼働試験ですとか長期安定稼働試験など追加の試験を行うということにしております。3年目には性能確認試験を行うことや運営期間終了時にも機能検査を行うということにしております。それらを含めまして施設の補修、改良、あるいは財務の内容といったものにつきまして月次、年次で財務のモニタリングを行うことにいたしまして実態把握に努めるということにしております。瑕疵につきましても、瑕疵の範囲につきまして灯油などの用役にも拡大をいたしまして、当初3年間については定期的に確認試験を行うこととしてございます。また、瑕疵の内容について施設に合ったものとしたしまして要求水準

書の中で基準を明確にすることとしてございます。

この考え方を具体的な文言に落とし込んだものが先ほどの同じく資料編の前のほうにありました資料1の5の別紙4となつてございます。この別紙4が検証委員会の中で最終的に委員さんに議論をしていただいた対応案を記したものとなつてございます。こちらはただいま御説明申し上げました対応の考え方を文言として落とし込んだものとなつてございますけれども、表といたしまして左端に原因、中ほどに対応の考え方、右端に記載文案というもので記入をしてございます。詳細は後ほど御覧いただければと思いますが、委員会です承されましたこの対応案につきまして事業者選定委員会のほうに送付をいたしまして、2月の入札公告において公表いたしました要求水準書や契約書案に反映をさせたというところでございます。

報告書の説明につきましては以上でございます。

○稲場総務課主幹 それでは、2つ目の新中間処理施設整備・運営事業に係る事業者選定の進捗状況について説明させていただきます。

資料につきましては、2の1～2の4まで4種類ございます。そのうち資料2の2～2の4は参考資料として添付しておりますので、説明につきましては資料2の1のほうでさせていただきます。

それでは、資料2の1を御覧いただきたいと思つています。1の入札公告以降の進捗状況についてでございますが、今年2月の入札公告から現在までの進捗状況について整理したものでございます。まず、(1)第1回の質問についてでございます。今年2月27日に入札公告を行った後、3月13日に事業者からの第1回の入札説明書等に対する質問を受け付けまして、3月27日に回答を公表しております。その下の表1が第1回の質問における種類別の質問件数となつておりまして、番号1の入札説明書等に関することが25件ございまして、具体的には電力契約に関するものですか物価変動による費用の見直しに関するものなどがございます。そして、2つ目として施設の使用に関することが98件ございまして、具体的には煙突の再利用ですとかごみピットの使用に関するものなどがございます。そして、3つ目としまして協定・契約に関することが20件ございまして、具体的には不可抗力の定義ですとかごみ量変動時の対応に関するものなどがございます。詳細につきましては、資料2の2に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思つています。

次に、(2)対面的対話等についてでございます。4月1日が参加表明書の受付期限となつておりましたが、事業者からの参加表明書を受付したことを御報告いたします。その後4月24日に参加事業者に対し対面的対話を実施しまして、5月11日に対面的対話の議事録を公表しております。その下の表2が対面的対話における種類別の質問件数となつておりまして、番号1の入札説明書等に関することが2件ございまして、具体的には運營業務委託料に関するものなどがございます。2つ目の施設の使用に関することが19件ございまして、具体的にはごみピットの扉ですとか煙突の白煙防止装置の仕様に関するものなどがございます。そして、3つ目の協定・契約に関することが1件となつております。詳細

につきましては、資料2の3に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

次に、(3)第2回の質問についてでございます。5月18日に参加事業者からの第2回の入札説明書等に対する質問を受け付け、5月27日に回答を公表しております。その下の表3が第2回の質問における種類別の質問件数となっております。1つ目の入札説明書等に関するものが2件、2つ目の施設の仕様に関するものが10件ございまして、具体的には灰出し設備ですとか薬液の噴霧装置などに関するものでございます。そして、3の協定・契約に関するものが8件ございまして、具体的には違約金や損害賠償に関するものなどでございます。詳細につきましては、資料2の4に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

それでは、裏面を御覧いただきたいと思っております。2の事業者選定に係る今後のスケジュール予定についてでございます。6月25日が参加事業者が作成します技術提案書の受付期限となっております。7月下旬に第4回の事業者選定委員会を開催する予定としておりまして、技術提案書についての仮審査の実施を予定しております。その後8月中旬に開催予定の第5回事業者選定委員会におきまして参加事業者へのヒアリング及び最終審査により落札者を決定しまして、8月下旬の総務常任委員会において落札者を御報告したいと考えております。また、9月下旬には審査の経過等をまとめました審査講評の公表を予定しております。

続きまして、3、事業者選定後のスケジュール予定についてでございます。今年11月に本契約を締結し、12月から設計、建設工事の開始を予定しております。その後令和6年9月に施設の完成、同年10月からの供用開始を予定しております。

この件の説明は以上でございます。

○藤谷総務課主幹 それでは、3つ目、粗大鉄ヤード内の火災について資料の3で説明させていただきます。資料については、資料3の1枚物、表裏で説明させていただきたいと思います。

まず、1つ目、発生日時と場所でございます。本火災は、5月20日16時48分にメルトタワーの1階にございます粗大鉄ヤード内で発生しております。粗大鉄ヤードとは、不燃粗大ごみを破碎処理した後、磁選機で鉄分を回収いたしますが、この回収した鉄を一時的に貯留するヤードとなっております。資料の裏面に図がございますので、こちらで説明したいと思います。まず、上の図でございますけれども、位置図でございます。メルトタワー1階の正面入り口の反対側、伊達市側に粗大鉄ヤードが配置されております。そして、下の図でございますけれども、こちら不燃粗大ごみの処理フローでございます。この図の左側、収集車からごみピットに投入されたごみについては、粗破碎機、そして回転式破碎機、2種類の破碎機を経由しまして、その後磁選機というところで鉄分が回収されます。回収された鉄分は、その下、鉄貯留ヤードで保管されまして、最後は資源として売却されます。今回の火災については、この貯留された破碎鉄から発火しているということでござ

います。

資料の表を御覧いただきたいと思います。2つ目、概要でございます。5月20日16時48分頃、火報の発報と運転員によりまして粗大鉄ヤード内の破碎鉄からの発火が確認されております。その後運営会社によりまして初期消火活動が行われまして、併せて消防への通報も行われ、17時6分頃から室蘭市の消防によりまして消火活動が開始されました。火災については、同じ日の18時35分に鎮火しております。

3番目の原因でございますが、今回の火災の原因については特定されておられませんけれども、不燃ごみに入っておりましてリチウムイオン電池など充電が破碎されることで過熱、発火して、破碎鉄の中に交ざり込んでいるビニールなどの細かな可燃物の破片に引火したということで推測されております。

4番目の被害でございます。この火災による被害は、粗大鉄ヤード内の照明設備、こちらは照明器具本体、配線、スイッチでございますが、損傷いたしまして、ただごみ処理設備への被害はなかったということで、ごみ処理への影響はございませんでした。

5番目の復旧についてでございます。損傷した部分の復旧でございますが、現在は仮設照明を設置して対応しておりますが、今月中旬頃修繕を行う予定でして、費用は保険対応の予定でございます。

6番目の火災の予防体制及び電池類混入防止の啓発についてでございます。1つ目の火災予防体制でございます。火災の予防体制については、現在運営会社によりまして平成30年度に多発した火災以降、増設した検知装置やモニター監視、そういったことが行われておりまして、そのほか1時間ごとに全設備の目視点検が行われまして、火災が起きた粗大鉄ヤードでは点検時に温度測定も行っているということでございます。そして、温度が高い部分があれば放水などをして冷却させるなどの対応を取ってございます。

そして、2番目、電池類混入防止の啓発でございます。電池類の混入防止については、平成30年度の火災以降、広報紙、ホームページ上で啓発のほうを行っておりまして、これを継続していきたいということで考えております。また、令和3年4月から危険ごみの別収集を始めますので、この中でも電池の分別について周知を行っていきたくて考えております。

説明は以上でございます。

○佐久間共同電算室主幹 それでは、4つ目の洞爺湖町との共同電算事務参加に向けた協議について説明させていただきます。資料4の1枚物となります。

初めに、参加の協議についてでございます。現在洞爺湖町で使用しております業務システムにつきましては、令和4年12月に契約が満了するということがございまして、洞爺湖町と私ども広域連合とにおきまして共同電算事務への参加の可能性について検討を行ってきたところであり、このたび洞爺湖町側より共同電算事務への参加に向けた協議についてということで申入れを受けたことから、協議を進めるものでございます。

次に、これまでの経緯でございます。昨年10月～12月にかけて洞爺湖町側と西

いぶり広域連合側の担当者間で業務システムやネットワークの状況についての情報交換を行ってまいりました。そこで洞爺湖町さん側での利用の業務システムの契約状況や庁内のネットワークの状況、共同電算システムの概要ですとか機器の更新を予定していること、あと共同電算システムを使用する場合に西いぶりデータセンターへの接続の方法などについての確認をしたところでございます。今年1月～4月にかけて洞爺湖町における既存システムとの経費的な比較、検討というのを行うに当たり必要となります共同電算システムを利用するための概算経費の試算をしたところでございます。5月になりまして洞爺湖町より共同電算事務への参加に向けた協議についての申入れを受けたところでございます。

最後、今後の予定についてでございますけれども、稼働させる業務システムですとか時期につきましては今後の協議ということではありますけれども、現時点の予定といたしまして、まずは今年7月頃までには共同電算システムとして使用する業務システム、これらの整理を行いまして洞爺湖町が参加するために必要となる経費の積算を行ってまいります。正式に共同電算事務への参加となった場合におきましては、12月に西いぶり広域連合規約の改正につきまして各市町議会、4定になるかと思っておりますけれども、議決をお願いすることとなります。規約改正を受けまして、来年、令和3年2月には洞爺湖町参加に係る経費を西いぶり広域連合の予算として計上、4月には業務システムの導入に関しての契約を締結したいと考えてございます。そこからは導入作業ということになりまして、5月頃には各業務システムの構築及び動作確認テストが始まりまして、9月頃からは洞爺湖町職員に対しての操作研修が実施となります。10月頃には既存の業務システムからのデータの移行テストが始まりまして、11月頃には洞爺湖町職員によります業務システムの運用テストを実施いたします。それで、年末年始の休みを使いまして最終的なデータの移行、確認作業を行いまして、既存の業務システムの利用環境からの切替えなどを行って、令和4年1月に共同電算システムとして稼働させる予定とされているところでございます。

洞爺町との共同電算事務参加に向けた協議についての説明につきましては以上でございます。

続きまして、5番目、共同電算システム用機器の更新について説明させていただきます。資料5、1枚物の資料になります。

初めに、目的でございますけれども、現状動いております機器については平成26年度に整備した機器でございまして、令和3年度末、令和4年3月の段階で7年が経過することから多くの機器で保守期限を迎えますことから、機器の更新をしたいということでございます。

次に、対象の機器でございますけれども、1つとしては総合行政システム——住基、税、介護等々のいわゆる基幹系と言われるシステムも含めて5つ大きなシステムが動いておりますけれども、これら業務システムで使用しているサーバー類、それと2番目として各団体が接続しているということもありますし、マイナンバー等を利用していると、あとLGWA

N、インターネットという通信もございますので、その通信の制御ということを行うための西いぶりデータセンター内のネットワーク機器類、3つ目として各市町と西いぶりデータセンターは現状光ファイバーで結ばれていますけれども、その接続用の機械の更新、4つ目として主に納付書の印刷になりますけれども、連続帳票用プリンターを対象としてございます。

3つ目の更新時期についてでございますけれども、令和3年度で予定してございまして、令和4年1月の稼働を予定してございます。

続きまして、更新の方針についてでございます。1つ目としては、ネットワークのさらなる安定稼働というのも目指しまして管理運用の一元化をさらに進め、効率化と作業負荷の軽減を図ることとしてございます。2つ目につきましては、各市町との接続につきまして現状各拠点相互に影響し合いますリング状、ドーナツ型のような状態で接続してございますけれども、各拠点と西いぶりデータセンターを1対1の形へと変更することとしてございます。3つ目ですけれども、各市町、現状も庁内のネットワークの管理を行ってございますけれども、それらの一部につきまして広域連合側で行えるようにして各町側のネットワーク運用管理に係る負荷の軽減を図ることとしてございます。最後、4つ目ですけれども、今回の新型コロナウイルスにおける新しい生活様式への対応ということでテレワークが推奨されてございますけれども、それを実施するに当たりまして最初の入り口になる部分の仕組みについて整備することで考えてございます。大きく4つ予定しているところでございます。

最後に、今後の予定についてでございます。まず初めに、7月頃までには更新に係る概算の積算を行いたいと思っております。年末、12月頃までにはどういう機能で、どういうやり方で、どのぐらいの規模感になるのかというのを確定し、来年2月には機器更新に係る経費を予算計上したいと考えてございます。4月早々には契約を行いたいと考えてございます。現時点では北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用しての備品購入を予定してございますので、4月の仮契約後に財産取得の議決をいただき、本契約を締結ということで考えてございまして、年末年始にまた切替え作業を行いまして令和4年1月の稼働を予定してございます。

共同電算システム用機器の更新についての説明につきましては以上でございます。

○我妻委員長 それでは、質疑を行います。質疑の際は御起立の上、発言いただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

○小久保委員 それでは、順次質問させていただきます。

まず、報告書につきましては求めていたものがようやくできてきたなというふうに感じておりますが、本題に入る前に、なぜこんなにぎりぎりまで郵送だったのかというのを確認をしたいのです。できれば1週間ぐらい前には届いて、ある程度読んだ上で、資料も確認して今日臨みたいところだったのですが、昨日届いて今日の先ほどの説明ではとても多分質疑にはならないのかなと、そんなふうに思っております。どうしてそういう手間がかかっ

てしまったのか、まずお聞かせをいただきたいなと思います。

○田所総務課長　ぎりぎりの郵送になりまして大変申し訳ないと考えているところでございます。今回のこのタイミングになった理由でございますけれども、3日の日に市長協議会、首長会議で各首長さんの日程を調整したところ3日の日ということになりまして、首長の確認を経ないうちには資料の御提出ということができないものですから、そこから速達で郵送させていただいたために今回このようなぎりぎりとなったというところでございます。

○小久保委員　恐らくその辺の経緯は委員長のほうには報告があって多分進められたのだと思うのですが、当然ながら今のような手続が遅れる、要するに各首長の承認が得られないと郵送できないのであれば、そのことを見込んで総務常任委員会の開催も延ばすべきではなかったのかな、そんなふう思うのです。要するに今回取りあえずできましたということにはなると思うのですが、なかなかこれをもって皆さんつぶさにこれを読み込んだ上で本当に質疑というのはなかなか出にくくて、もしかしたら委員長のほうには相談があったのかもしれませんが、ちょっと戸惑っているところがございます。いずれにしても、今の経緯は分かりましたので、今後はこういうことがないように、できればこうした重い資料に関しては早めに届けていただく、渡していただくことをお願いしたいと思います。

それで、本題のほうに関してはなかなか質疑しづらいのですが、4人の委員の方の率直な思いをお聞かせをいただきたいなというふうに思っております。もちろん事務管理者と弁護士さんはずっと関わってきたところがございますが、全都清の方や室工大の先生などはヒアリングの中で実際この経緯などのことを報告書にまとめる上でどのような感想を持って臨んでおられるのか。今多分ざっと読んだところではこれまで私たちに説明があったような、行政側としてはしっかりと対応してきたが、十分に相手側から誠意が感じられないとか、十分な情報開示がなされていなかったとか、様々不備な点があって、本当はだから裁判自体をそこで終わらせるのはどうかと思うのですが、ただこうやって報告書を作る上でそうした専門家から意見を聞いてまとめられているので、その辺まず若干でも結構なのですが、文字にはならない部分ではどのような感想を持ってこれをまとめられたのか、聞き及んでいるところで結構なので、お聞かせをいただきたいと思います。

○田所総務課長　今回の検証委員会の中では、委員の皆様には今後の施設に向けて同じ轍を踏まないということで、どうしたら同じ轍を踏まないような契約書、あるいは要求水準書というものにできるかという観点から議論をしていただいたというところでございます。今回の報告書をまとめるに当たりまして委員の方からは議論をした方向性としてはあれで正しかったはずだという御意見は伺っているところでございます。

○小久保委員　委員の方からはその方向性は正しかったのではないかな。なかなか短い言葉なので、そこから把握するというのは難しいのですが、しかし行政側の、要するにこの報告書をもって、では私たちは何を糧とするかというのは今度の新施設に向けての進め方の中では大いに参考にはなるのですが、ただ一方で、こうしたことはどの自治体でも起きるのかとか、行政側の不作為みたいなことはなかったのかという点をこの報告書をもって私た

ちはどう考えなければいけないのかということなのです。ですから、報告書全般で、多分伺えるところは先ほども申し上げたように行政側の不作為というのはあまり感じられないのかもしれませんが、ただ一方で、細かな点でこうすべきだったという点は少し明らかになってきていると思うのですが、だから行政側の反省というもの、または責任というものは、この報告書をもってどのように担当としては感じておられるのか、どう表現されているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○田所総務課長 行政側の反省ということでございます。今回の報告書と申しますか、検証委員会の議論をしていただくに当たりまして、最初のアウトラインのところでも御説明をいたしましたけれども、メルトタワーを整備するときに過去の専門家の委員会などが開かれていますけれども、そこでどのような議論が行われて、その結果なぜこのような契約書なりの記述になったのかというところを確認させていただいたというところでございます。その中では今回生じたことについては性能リスクですとか、あるいは事業者の破綻についてのリスク、フォースマジュールといったようなことも含めてリスクというものを非常に検討されて、その結果今回のメルトタワーについての契約書なり入札の際の応札者の入札参加条件ということにしてございまして、当時としては可能な限りの検討をされたというようなことでは考えてございます。ただ、結果的には問題が生じたわけでございますので、結論から言えば不足はしていたのだろうとは思いますが、その点については当時の時代的なものからくる限界ではないかと理解しているところでございます。

○小久保委員 これもなかなか難しい質問だと思いますが、今も答弁いただいたように、時代的な背景もあるのかもしれませんが、また、入札方式の不備というものも指摘をされておりまして、そういった部分が結果として影響したのかもしれないと、そうは思うのですが、ただこうして報告書をまとめることによって次の新施設がこれを受けて落ち度が無い、同じ轍を踏まないというふうになればもちろんいいのですが、ただそれだけではもったいないので、この際当時の方の責任を追及するということにはなかなかならないのですが、ある面行政的に、例えば広域だからこういうことが起こり得るのかとか、どの自治体でも起こり得るのか、要するにそういった点を私たちも検証しなければならないのかなと思っております。また、併せて私たち議会も当時、議員さんが十分議論するだけの資料が配られたのかどうか、私たちもある面、今は新しい議員で構成されていますが、この決定にはずっと携わってきて、議会の責任というものも問われてもしかるべきだというふうに思っています。そうだとすると私たちも十分な資料がその当時あったのかということの確認をしなければならぬかなと、そのように思っています。そのことも含めて報告書があるとすれば、その部分様々な視点において行政側の反省というか、責任の量と申しますか、どこまで負うべきなのかという点も含めて記載があるべきなのかなと、そんなふうに思っております。また、併せて言うと49ページの5の2の2、争点5なんかの責任限度の適用なんかとも文書を読んでおられますと、やっぱり納得ができないという中身になっているわけですが、判決に対して。ただ、判決に対して納得ができないという記述がありながら、ではその後ど

うしてこれは進められなかったのかというところについてはその記述がないわけでありまして、全体を通しておもんばかってくれということは分からないでもないのですが、報告書としてもう少しそういったところも表現をすべきではないかなというふうに思っているのですが、その辺も含めてどのようにお考えになったのかもお聞かせをいただきたいと思えます。

○田所総務課長 初めに、今回のようなことが広域だったから起きたのか、あるいは単独の自治体であれば起きなかったのかというような御質問でございますけれども、これはこれまでもお話はさせていただいていますが、このR21、三井造船のプラントを導入したところでは全国どこでも起きていることでございます。これは各自治体にも直接我々も足を運んで議論をさせていただいて確認をさせていただいてはございますけれども、それについてはどこの自治体も性能保証期間が切れたときに急に費用が上がったと。ただ、ほかのところはおおむね単年度契約となっておりまして、このような長期包括契約ではなかったために各自治体は単年度、単年度でプラントメーカーのほうと交渉せざるを得なかったためにこのような争いにはしなかったというところがございます。

また、当時の議員が議論する資料があったのかというところでございますけれども、この事業者選定の過程におきまして事業者選定専門の大学の先生方に検討していただいて最終的に結論を出していただいたわけですが、そのときには同じ日に総務常任委員会にもその答申というものの御報告がされてございまして、その意味では当時の議会にもきちんと説明はされているのだろうというところでは考えているところでございます。

また、責任限度の適用について今回どのような対応としたかというところでございますけれども、こちらも対応の部分、54ページになりますが、6の4、責任限度の適用というところで簡単ではございますけれども、事業者提示内容による基本性能維持の明確化ということで、判決が性能保証のための修補費用に責任上限というものを認めたということではございましたので、それを踏まえまして、次の施設におきましては建設事業者が提示した補修内容、補修費用で運営期間中基本性能が維持されるということを明確にしてございます。

以上でございます。

○小久保委員 おっしゃるところは分かるのですが、私もまだまだ分からない点があるので、よく読んで、また必要に応じて質問させていただこうと思っております。

それで、ほかの点もあるので、何点か質問させていただきたいと思えます。まず、2点目の新中間処理施設の進捗状況に関しては、この中身については理解をいたしました。今後のスケジュールというところも分かったのですが、これとは離れるかもしれませんが、私たち伊達市の隣接する黄金の住民の方から新施設に向けての説明が足りないというような声もいただいているようでありまして、そのことについて実際に広域連合のほうには何かそういう声が届いているのか、また以前から住民への説明を丁寧にしてほしいという話もしているのですが、その辺についてはどうなのか、この際お聞かせをいただきたいと思えます。

す。

○稲場総務課主幹 新中間処理施設整備に係ります近隣地域への御説明でございますけれども、まず1点目の説明が足りないのではないかというお声については承知してないところでございます。今までの近隣に対する御説明でございますけれども、基本計画ができるタイミングですとか、そういう節目節目に町会さんのほうにお伺いしながら説明に当たったところでございます。

以上でございます。

○小久保委員 分かりました。声は届いていないようですが、どうもくすぶっているようでございまして、連合自治会単位では理解はされていても単位自治会単位ではなかなかそれはまた違うようなお話も聞きます。コロナのこともあってなかなか総会も開けないので、その辺がはっきりしないのですが、ただやっぱり今後もどんどん進んでいくので、丁寧な説明を、または周知というものをぜひ努めていただきたいと思います。

それから、3点目の資料3、粗大鉄ヤードの火災の関係です。火災の関係で確認をしたのは、破砕鉄が貯留された粗大鉄ヤードで火災が今回起きたということで、説明資料では1時間ごとに一応確認をしているということでありましたけれども、そうすると16時48分のその前の段階ではそれは確認ができなかった、また温度もそんなに上がっていなかった、そういうことなのかなというふうに思っているのですが、実際に被害がこうして出てきてしまっているの、何とかここで収まったということにしてもしっかりこの辺は調査をしなければならないのかなというふうに思っています。実際にこうしたことは今後も起き得るというふうに思っていて、その視点で今後のことに関しては(1)と(2)というのがうたわれているのですけれども、実際防止策というのが本当に十分なのかどうか、また来年からの危険ごみ収集というのは遅過ぎないか、その辺については内部ではどう協議したのかお聞かせをいただきたいと思います。

○藤谷総務課主幹 まず、1つ目、こういった火災が今後も起き得るかどうかといったものでございます。今回の火災の原因が破砕鉄の中に鉄だけではなくてビニール、どうしてもそういった小さいものが絡んで入ってきてしまうということですので、それについては今後ハード的にどう対応しても避けられないというところはございます。ただ、実際の運用というところで今1時間ごとに点検しているということで、今回の火災についても火災の起きる直前の点検では問題なかったと。その点検が終わった後にヤードに落ちてきた破砕鉄のほうから発火してきたということもございまして、火災の起きる可能性については変わらないというところではあるのですけれども、これまで平成30年度に幾つか火災がありまして、その後このヤードに届く前のコンベアの中、破砕の後のコンベアの中に火炎検知装置ですとか、水をまく、火災があれば火を消す散水装置をつけたりして、30年度は5件の火災があったのですけれども、それが去年はゼロに抑えられて、今回残念ですけれども1件起きてしまったということで、ハード的な対応は十分にできているのではないかなということで今考えております。それから、今後の運用については、1時間ごとに見ては

いるのですけれども、その都度火が上がらないように落ちている粗大鉄に対して放水していく、どうやったら火災が起きないように放水できるかということで運営会社のほうと今相談しているというところでございます。

そして、もう一つ、来年度からの危険ごみの回収、これをもう少し早くできないのかというところだったのですけれども、危険ごみの回収の開始については、これまで構成市町さんのほうと協議いたしまして、まず全市町統一してやるということだけを決めております。令和3年4月になったという理由につきましては、構成市町さんの中にはどうしても危険ごみの排出量の把握をして、それを収集業者に説明して、収集業者はそれを基に車両を改造するといった期間がありますので、それを考えると令和3年4月が最も早くできるタイミングだということになっております。ただ、ほかの町、先行できる町もあったのですけれども、先行できる町だけでやってしまうと危険ごみの収集、処理に関する費用がその町だけで負担しなければならないといったことで、その辺が難しかったということもありまして、全構成市町と協議をいたしまして統一した令和3年4月に始めるということと決定しているというところでございます。

以上でございます。

○小久保委員 分かりました。あまり複雑にはしてほしくないのですが、今の御説明で放水の仕方などを調査をして少し工夫してみるというお話はよかったのですが、例えばですけれども、1時間ごとの点検というのが1時間ごとの間でもこうして起きるのであればもう少し短くしてはどうかということや、または温度測定というのが行われているということなのだけでも、この辺もどうチェックしているのかということがあるのかなど。ちょっと分からない点はあるのです。ただ、これ以上答弁は求めませんけれども、再三というか、もうずっとこの危険にさらされているということとございますから、今年度もまた何度も起きてくるのかな、または今までも報告まで上がらないまでもあるのかなとも思わざるを得なくて、その辺を考えるともう少ししっかりと対応すべきではないかなど。さらに言えば先ほどの、来年からの取組については分かるのですが、もし今後本年度中にもう一回起きることがあれば、何とかもう少し早く危険ごみの収集を進めるということとをぜひ関係自治体の担当者と協議をしていただきたいなど、そういうふうには思っていますから、一応要望ということでお伝えをしておきます。

あと、4番と5番です。電算の関係です。洞爺湖町さんが検討を始めていただいたことは大変ありがたいことだと思っています。それで、財政的な部分で、これはこの後稼働して、実際に各構成自治体の負担というのは変わらないのでしょうか、または増えるのでしょうか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思えます。

○佐久間共同電算室主幹 洞爺湖町さんが参加した後の財政負担というところでございますけれども、現状の試算といたしまして今年度予算をベースとしまして変動要素になります制度改正等の経費を抜いた形で、稼働後の令和4年度の各町側というか、共同電算としての経費について試算をしております。結果としましては、共同電算に係る経費につい

ては大体4.5%程度の増が見込まれるという状況になります。それに対しまして負担というのが4団体から5団体に変わるということで、今年の3月末人口を使って規約の案分で計算しますと洞爺湖町さんの負担が大体5.7%弱ということになりますので、既存4団体につきましては、大きくというところにはなりませんけれども、若干負担が減るという試算を出しているところでございます。

以上でございます。

○小久保委員 分かりました。これはまた進んでいく中で数字が一応明らかになってくると思います。若干の負担軽減ということで理解をいたしました。

あと、最後の共同電算の機器の更新ですけれども、7年に1回ということはかなり相当な金額が計上されるのかなというふうに思っていて、この概算の概算みたいな数字はどうなっているのか、また併せて各自治体の財政のほうも大変これは心配をしていると思うのですが、その財政との事務協議というのはいつ頃始めて、もう既に始めているのか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

○佐久間共同電算室主幹 共同電算システム用機器の更新についての経費でございますけれども、まだ概算の概算というところではございますけれども、サーバーネットワーク、機器類につきましては今約6億8,000万となっております。連帳プリンターが2台ございますけれども、それにつきましては大体2,000万～2,100万程度と、あと業務システムの乗せ替えというのが発生しますので、それが大きく5つのシステム合わせまして約5,000万～5,500万程度と、全体では今7億5,000万程度というところで見込んでございます。

各町側の財政側との協議というところでございますけれども、見積りを昨年から今年にかけて順次取り始めてございまして、見積りが集まった段階で各町、毎月電算担当集まったの会議をやってございますので、その中で見積り状況については各町側負担割合も含めて提示してございまして、内部協議のほうもお願いしているところでございます。

以上でございます。

○小久保委員 これで最後にしますが、全体の費用の概算の概算は大体分かりました。

それとあと、方針の中の3点目、各市町の庁内ネットワーク管理の一部を広域連合へ移行というところ、さっきの説明で分かりづらかったので、もう少しどういう効果があるのか、どういうことなのかお聞かせをいただきたいと思います。

○佐久間共同電算室主幹 方針の3つ目になりますネットワーク管理の一部を広域連合へ移行というところでございますけれども、少しテクニカルなところにはなるのですけれども、現状ネットワークというのがAとBの間で通信をしていいですよと、駄目ですよという定義をまずします。それと、AとBの間でもこの通信はいいです、悪いですという制御をしますのでけれども、そこがほぼ一つの大きな機械で制御をかけることになっているのですけれども、その維持管理というのが各町側電算担当でも負荷になってきているというところもございます。今回の機器更新の中でその辺の設定ですとか管理も一元的に私どもの

ほうでできる仕組みというのを今回入れて、各町側での通信と経路の制御というところについては各町側からこういうふうなことがしたいという話を聞いた中で、では我々のほうで設定なり管理をしましょうという形の仕組みをつくろうということで、この一部移行というところを記載してございます。

以上でございます。

○五十嵐委員 それでは、簡単にお伺いします。

4番目の当町の共同電算の参加ということで、当町のことでですので少しお伺いをしておきたいなというふうに思います。私どもの町は、虻田町と洞爺村が合併したときに新たに電算システムを構築したためにこういった広域の中での共同電算化に乗れなかったという経緯がございます。私も議会の中で将来的には参加をして、システムの変更のたびに単独で費用を捻出しなくてもいいように、共同化のメリットを十分生かして、途中からの参加になると初期的な費用が多少かかるにしても数年の後にその部分は回収されるということで、当初から町のほうには私どものほうで要求していたことがやっという、機器の入替えという一つのタイミングがあったのだと思いますが、実現できることは大変いいことだなというふうに思っているところでございます。他の自治体のことなので、ここで質問しているのちよっと、申し訳ないのですが、お隣の豊浦町さんもたしか参加されていなかったと思いますが、せっかくなので、こういう機会にということで電算のほうから豊浦町さんに参加の投げかけをされたのかどうか、このことを1つお伺いしたいということと、これから私どもの町の担当者と初期導入の経費等についての協議がなされていくと思いますが、概算費用が計算されるのでしょうか、対象となるものといいますか、どういうことが私どもは単独で初期投資として負担しなければいけないものか、その辺がもし分かれば参考までに教えていただきたいと思っております。

以上です。

○佐久間共同電算室主幹 初めに、1つ目の豊浦町さんへの参加のお声がけというところでございますけれども、昨年10月から洞爺湖町との間で担当との事前協議を始めるというところの段階で豊浦町さんのほうにはそういうことがあるので、参加についてどうでしょうかというお声がけはいたしました。ただ、現行使っているシステムを使用するという回答をいただいたところでございます。

それと、経費の概算なのですけれども、概算と単独でかかる部分というところがございます。単独でかかる部分、大きく2つに分かれると思っております。まずは洞爺湖町さん内部でかかる経費というのでも出てきます。それと実際共同電算に参加するという部分でかかってくるのがございます。洞爺湖町さん内部でかかる経費につきましては、项目的には現行システムからのデータ移行というのが多分一番大きくなるのではないかというふうに思っていますが、その積算につきましては洞爺湖町さんのほうで積算しているということもあって数字については承知してございませんので、申し訳ございません。あと、共同電算にかかる部分についてなのですけれども、これも大きく2つに分かれると思っております。

まして、1つは業務システムにかかる部分、それとネットワークにかかる部分ということで分けられると思ってございます。業務システムにかかる部分といたしまして一番大きなところとしましては、住基や税、介護などのいわゆる基幹系と言われているパッケージ——総合行政システムと言われてございますけれども、その導入に当たりまして現段階での試算では約1億2,000万弱かかるという試算が出てございます。ネットワークについては、先ほど御説明しましたとおり、今概算の積算をしている最中ではございますけれども、差額のところで申し訳ないのですけれども、4団体で西いぶりデータセンター内のネットワーク類を整備する場合と5団体で整備した場合とで大体1,400万程度の差額が出るという試算が今出ているところでございます。

以上でございます。

○五十嵐委員 後から入ってきて応分の負担はしなければいけないということは十分承知をしているところでございますけれども、処理数が増えても、その処理費用というのはそんなに比例して変わるものでは多分ないと思いますし、私どもの町が参加することによるメリットも少しはあるかなというふうに思っております。データの的には9,000人ぐらいの町ですから、そんなに大きくは貢献することにはならないかもしれませんが、参加することによって多少の貢献になるのであれば、ルールに基づいてしっかりと計算されるのでありましょうが、私どもの町も厳しい財政の町でございまして、その辺も十分に考慮して初期導入の費用を立てていただければありがたいなというふうに思います。これは答弁は結構です。

○山田委員 まず、検証委員会の報告について伺います。

同僚委員の話にもありました。急遽、昨日資料が来て今日これを見て検討せよという、これを見てどうせい、こうせいというか、委員の皆さんもなかなか時間が無いというようなこととございます。ざっくり読ませていただきましたけれども、執行機関のほうの話では同じ轍を踏まないためにしっかり現施設の検証をして、そして新たな施設でもってこのようなことがないようにということが基本的な考え方だと思います。それには今まで使ってきた施設がどういうものだったのか、施設を導入したときはそのときの方向性、市民の要望、いろんなものがあつたわけです。そして、それから費用負担の問題が急遽出てきて裁判という格好になったわけです。ですから、検討委員会の中でそういう全体を網羅して報告してもらえればよかつたかなという感想を抱いております。特に4人の専門のメンバーということでありますが、しかしながらこれは市民全体、特に室蘭市民、それから伊達市民、そして近隣の町、村という格好での当時の経緯だったと思います。その中での状況も含めて、まずここら辺のところの押さえ方はしていなかったのか、検証委員会の中でこういう話が進められていなかったのかどうか、この点を伺いたいと思います。特にこういう施設を建設するに当たっては今までの事実をきちんとえぐり出して、そして私たちの歴史として残しておく、これもまず必要ではないかという気がいたします。まず伺います。

○田所総務課長 今回の検証委員会の中で過去の事実をどの程度押さえたかというような

お話でございますけれども、冒頭御説明申し上げましたが、今回の検証の中では検証の期間自体が2か月弱と非常に短期間だったということもございまして、原因の抽出の部分につきましては基本的には訴訟の遂行の中で検討されたものを用いたというところでございます。そのため検証委員会の中で過去の事実について詳細にお話をしたわけではございませんが、訴訟の概要というものについて訴訟代理人でありました片岡弁護士から各委員には御説明をさせていただいて、それに基づいて審査をしていただいたというところでございます。その委員会の中では過去の部分が不足といいますか、十分お話ができなかったというところもございまして、今回の報告書の中ではその辺りの当時の状況というものについて事実経過ということで、できる限り詳しく掲載をさせていただいたというところでございます。具体的に申し上げますと、本編のほうでいきますと資料の1の4、紙ファイルのほうになりますけれども、目次で見ていただきますと事実経過というところでメルタワー建設の背景から始まりまして基本構想ですとか事業者、事業方式の選定といったところ、これは専門委員会による機種を選定、あるいは西胆振事業研究会という専門の先生方によりましてPFI導入の検討状況ですとか、あるいは事業者の選定というところで、それについてどのように検討されたのか、反映されたのかといったところと引渡し性能試験のときにどうであったのかといったところの事実経過を記述させていただいているというところでございます。

この件については以上です。

○山田委員 結局はこの報告書は訴訟の中で争点が明らかになって、これを中心として作られていったということで私は理解していたのですが、しかしながら私も広域連合の議員になりまして、何度かそういった質問をしたことがありますが、この中で問題は覚書書ということが大きな起因になって、平成21年ですか、これが締結なされて、この行為が相手側の費用負担の拒否に転じたのではないかという、こういう要因が浮かんでくるわけですね。ここら辺のところの考え方が訴訟の中では既に除外されているというようなことでありましたが、あえて教訓として報告書でこの点についてはうたっていると。その中で証人として連合の職員のお話が4点ほど、いろんなことで想定ができなかったということが載っていましたが、ここら辺のところ非常に訴訟の中でも一つの理由になったのではないかという気はしないでもないのです。ですから、ここら辺はあまり問題にはしていないようなところが資料の2の7でしたか、ありますが、そこら辺のところを重要視されるという、そういうことではないのですか、違うのですか。そこを伺います。

○田所総務課長 覚書につきましては、今回の控訴審判決の報告の中でもいろいろ御説明をさせていただきましたけれども、原判決の中では性能保証責任が認められましたので、覚書の効力というのは明確に否定をされたということでございまして、原判決については覚書は全く関係ないというところでございます。控訴審判決につきましては、性能保証責任がそもそも発生していないと、保証期間が2年間で終わった時点でそれで終わっていますということでございまして、その後の覚書についても全く判決には影響していないとい

うところでございます。

以上でございます。

○山田委員 訴訟についてはそういうような結果でもって争いをしてやったわけですから、住民感情としてはここら辺のところの曖昧さというのがどうも気にかかる、残るわけです。そういう中では十分に検証が、本当に今までの中身としてきちっとなっているのかどうかという、そこら辺がとても疑問に思っているところであります。答弁は要りません。

これからはどんどん契約に進んでいくのですが、ただ報告をして、そして議決機関としてどうするかと結局はなるわけですね、締結するわけですから。そういう中での検証というのは、やはりある程度は理事機関の中でもされなければならない気がするのですが、その辺りまでのスケジュールは先ほど示されましたけれども、この報告書を1回だけざっくりと読んでいるのですが、その後の契約に至るまでの検証、そして次へのステップ、どのような格好で上のほうとしては考えているのか伺います。

○田所総務課長 今回の検証の結果につきましては、既に2月に公表いたしました入札の公告の中で要求水準書ですとか契約書はそちらのほうに既に反映をされておりますので、それは先ほど御説明をした考え方、あるいは文言に従ってきちんと反映されているということで確認をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○山田委員 これは分かりました。検証委員会については分からないところはまたる伺いたいと思います。

次に、共同電算の話ですが、実は私も役所におりまして電算のほうも担当しておったということもありまして、広域連合の共同電算にはどう加盟するかについてはいろいろと豊浦町でも検討したという経緯もありました。それで、最近よく広域連合に加盟しないかというお話が豊浦町にもあったという話も聞いておりますが、実は環境が来ていない。例えば洞爺湖町までは有珠山の噴火の関係で光ケーブルとかそういうのが来ていますが、それ以降豊浦は来ていないので、なかなか広域連合とのつながりが難しいのだと、だからその分の負担は当然自治体持ちになるという、そんなお話も聞いたのです。その後環境がうまく整って簡単に、経費負担があまり重くならないような格好で環境が整っているのかどうか、そういうのは最近はどういうふうになっているのですか。

○佐久間共同電算室主幹 豊浦町さん側から西いぶりデータセンターへの接続というところでございますけれども、現状でいいますとというか、以前と状況的には変わっていないという認識ではあるのですけれども、今回の洞爺湖町さんとの事前協議の中でデータセンター側への接続形態についての議論もしたところでございます。現状の方式としましては、自営の光ファイバーでの接続はしないというところで今予定してございまして、洞爺湖町さんは苫小牧の事業者のシステムを使用して現状運用しているのですけれども、そこに接続するための回線は借上げの専用線を使ってございます。私どもとしては、受入れとしてはどのような回線についても受け入れますということで現状苫小牧に向かっている専用線を西いぶりデータセンターに向けてもらえれば受入れはできますというところでは

ういう設計も今始めるところでございますので、必ずしも自営の光ファイバーがないから参加できないのだというところではない状況にはなりましたので、そこはクリアできるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○大高委員 それでは、委員会資料3番、火災の関係ですけれども、図面見ますと随分と分別されながら来ているのだなど。粗破砕から始まりまして、そして回転式破砕という形で、最後に磁選機、これによって鉄分だけを拾い上げるのだという形で粗大鉄ヤードのほうに鉄分、ごみが集積されていくわけです。そういった中で火災が起きてしまったと。原因としては細かなビニール関係が入っているのだというところで1時間置きの点検もありながら、また放水もされていながら、なかなか周知だけではこれは解決しないと思うのです。ですから、先ほど同僚委員のほうから今後はないのだろうかというお話がありましたけれども、これはやっぱりなかなか解決されない問題であるのかなというふうに私は思います。それで、他の選別方法というのですか、ごみの選別方法、今粗大鉄ヤードの中に可燃物が入っていくわけですから、この選別という部分でもう少し検討されたことはなかったのでしょうか。これやっついていかないと、なかなか火災なくならないと思うのです。その辺検証されたかどうかちょっとお尋ねしたいと思います。

○藤谷総務課主幹 火災の予防のためにピットに入るごみの選別ということなのですけれども、今不燃粗大ごみは一律ごみピットに入ってくるということで、こちらは一定の大きさ以上の粗大ごみ、いわゆる木材とかそういったものも入ってくるということなのですけれども、主に火災の原因となるようなものは、例えば電池だとか、ガス缶だとか、そういった危険物が起点となって生まれているということで、それをなるべくどうやって入らないようにするかだとか、そういったことを今まで構成市町のほうといろいろ相談してきました。例えば電池、ガス缶であれば危険ごみとしてまた新たな、ここに入らないように別収集するとか、それとか細かな家電製品の中にもバッテリー等今入っておりますので、そういったものはなるべく使用済み小型家電で別に出していただいて、なるべくピットのほうにはそういった火種になるようなものは入らないようにということで構成市町のほうとも相談しているといったところでございます。

○大高委員 火災の発生源となるライターであったり、電池であったり、その辺を取り除くのがなかなか難しいのかなと。言うなれば磁選機でしたっけ、それですくい上げるわけですから、その辺は入っていくのかなと。問題は可燃物、木材であったり、プラスチックであったり、ここが多くの問題になるのかなと。その部分でそれを取り除くお考えがなかったのかなということをお尋ねしているのですけれども、その辺どうですか。

○藤谷総務課主幹 粗大ごみの中の可燃物の除去というところのお話だったのですけれども、可燃物については、先ほどの資料3のフロー図を御覧いただきたいと思うのですけれども、粗破砕機、回転式破砕機でごみを2回にわたって細かくした後、それから磁選機で鉄をなるべく多く回収するということなのですけれども、鉄だけを取り出して、それ以外

のものについては、ここには出ていませんけれども、風力選別といいまして鉄みたいな重たいものは下に落として、軽いものは上に飛ばすといった形でしっかり選別されるというようなシステムということにはなっていますので、可燃物の除去ということについてはシステムである程度できるということになっているので、そういった議論は今までしてこなかったというところでございます。

○大高委員 電池ですとか、磁選機で鉄分だけを取る。これも分かります。でも、そういった中に先ほどの説明の中でプラスチックだの木材だのいろんなものが交ざり込んでいるわけです。ですから火災になるわけです。そういったところできちっと他の選別方法を選択してこなかったのかなど。今周知の関係で、これは電池類の混入防止のために啓発を継続していきたいということで周知するというところで、これずっと前からやっているわけです。でも、一向にしてなくなってこないわけです。そういった意味で電池の火災というのは、これはあるのかなど。ただし、燃えるものがなければいいわけですから、そういった部分に対して徹底した管理をされるべきだろうというふうに私は思いますけれども、その辺だけ1点伺います。

○藤谷総務課主幹 まず、これまで周知をいっぱいしてきた中であまり変わりはないというような内容の質問でしたけれども、30年頃から電池に関する周知のほうはさせていただいて、発火ということでは相変わらず起きているというところなのですけれども、電池の排出量、これはきちんと分別された状態で排出されたものについては当時と比べて今は倍ぐらいきちんと出されているということもあるので、周知の効果としては電池は正規に排出されるものがあつたといったところでは考えているところでございます。

それから、今後火災の予防なのですけれども、一番火災の原因となっているのがリチウムイオン電池ということで、これらが衝撃を受けることで物すごく火花が出るということもあって、これが今電池よりも大きな原因ということがありますので、これから危険ごみの別収集に向けて周知を、広報紙、ポスター等いろいろ予定しています。現施設の負担、別収集が始まるまでの間になるべく少なくなるようにますます周知のほうをしていきたいということで考えてございます。

以上です。

○大高委員 火災に関しては頻繁に起きていて、市民、町民からまたかというふうになりますので、きちっと信頼を回復する意味からも徹底した管理をしていくべきだなというふうに考えます。

次に、中間施設の関係で何点かお尋ねしますけれども、今回は検証委員会資料の1番、A3のカラー版、これ分かりやすいなと思うので、この中から見ながら質問したいと思うのですが、これ大きく違うというのは性能確認、それと精密機能検査というところで、これが年度ごとで実施される予定であります。それで、現施設の場合には性能保証に関しては2年間しかなかったのだと、その後一切の性能の確認的なものがなかったというところで今回新たに性能試験、それと精密機能検査を実施していくのだというところで、これちょ

っと分かりにくいのですが、性能と精密機能検査というのはどういうことなのかお尋ねします。

○田所総務課長 精密機能検査は、廃掃法、規則の第5条に基づきまして行われているものでございます。おおむね3年程度に1回は行うということになってございまして、精密機能検査自体は性能ということもありますけれども、ごみの搬入量ですとか、その他運営の状況も含めて、あとは補修の状況ですとか、そういったことを国のほうで決めた内容に沿いまして確認をしているというものになってございます。一方で、性能と申しますのは基本的にはそれぞれの施設におきましてどういった処理能力が必要かというところで決められるものでございまして、それにそれぞれの施設ごとに、今回でいいますと要求水準書ですとか、あるいはメルトタワーでいいますと発注仕様書ですとか、そういったもので定められた性能ということになってございます。

以上でございます。

○大高委員 これは今回補償工事で10億円、そして灯油代、燃料代、それが6,000万ほどかかっております。その他に保守工事費で2億4,000万ということで、総額で13億ほどかかって、それが赤字という形で表記されておりますけれども、精密検査、性能保証、性能検査というのでしょうか、それをやることによってこれが解消されていくのだという理解でよろしいですね。その部分に関しましては、まずこれは分かりました。

次に、一番大事なことがなかなか報告書の中に書かれていないので、ダイオキシンですとか環境問題、これが中間処理施設建設に向けて検討されなかったのかなど。その辺どうだったのかお尋ねしたいと思います。

○田所総務課長 今回の検証委員会の中では裁判の判決の結果に基づいて、そこからの課題の抽出ということでございますので、検証委員会の中ではダイオキシン類、環境問題というのは検討はしてございませんが、メルトタワーの建設の背景としては国の廃棄物処理施設からのダイオキシン類の排出削減の強化と、そういったものが背景としてございますので、それに基づいて当然ながら、そのためにメルトタワーを建設したようなものでございますので、メルトタワー建設のときには十分に検討されて建設をされ、現在も遵守されているというところでございます。

○大高委員 灯油ですとか、電気代ですとか、そういったものは報告書の中に書かれているのですが、運転管理において大事な部分というのは電力の発電の関係、売電の関係です。この辺も出てくると思うのですが、その辺の関係もこの性能保証または精密検査もそれは含まれているという考えでよろしいですか。

○田所総務課長 電力使用量ですとか売電といったところは性能とは基本的には関係がないところではございますけれども、精密機能検査におきましては運営状況の確認ということで、その辺りの確認もされるということではございますが、一方で今回新施設に向けまして用役についても瑕疵の拡充ということを行うということにしてございます。電力の使用量につきましては、用役、ユーティリティーという内容になってございますので、その意

味では新施設においては当初3年間定期的に使用量の確認をしていくということで検討されてまいったところでございます。

以上でございます。

○大高委員 今回の件で町民、市民皆さん注目していますので、そういった意味でしっかりと検証取り組んでいきまして、二度とこのようなことがないように取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○我妻委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○我妻委員長 それでは、以上をもちまして質疑を終了いたします。

これをもちまして総務常任委員会を散会いたします。

午後 3時43分 散会

西いぶり広域連合議会委員会条例第26条第1項の規定により署名する。

総務常任委員会 委員長